

議案第58号

関市財産区管理条例の一部改正について

関市財産区管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年9月1日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

財産区管理会の会議の開催要件を変更するため、この条例を定めようとする。

関市財産区管理条例の一部を改正する条例

関市財産区管理条例（昭和34年関市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「4人以上」を「過半数」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。